

水道・下水道

水道

◆引越しなどで水道・下水道の使用を開始するとき、中止するとき、名義を変更するとき、口座振替等のお問合せは、次の届け先へご連絡ください。

上下水道お客様サービスセンター

☎ 251-1132 ・ ☎ 270-7250

〔受付時間〕

月曜日～金曜日

午前8時30分～午後7時(土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

※3月・4月の土、日、祝日は午前8時30分～午後5時も受付。

※FAX・インターネットの場合は24時間受付。

インターネット

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/suido/ryokin/tenkyotop.html>

◆下記のご相談・お問い合わせなどは、直接ご連絡ください。

連絡・相談場所 質問内容	葵区・駿河区	清水区
①使用水量や料金について	お客様サービス課検針係 ☎270-9106 ☎270-9115	水道事務所営業係 ☎354-2742 ☎351-3472
②水道管理設工事について	水道管路課 ☎270-9129 ☎270-9131	水道事務所建設係 ☎354-2725 ☎351-3472
③新築等により水道を新たに引きたい	お客様サービス課給水装置係 ☎270-9135	水道事務所給水装置係 ☎354-2745
④(突然)断水やにごりが出たら	水道管路課 ☎202-8513 ☎282-4729	水道事務所維持係 ☎354-2734 ☎351-3472
⑤道路上の水漏れについて		
⑥夜間、休日、祝日の水道の修理・相談	静岡給排水修繕センター ☎248-7812	清水給水修繕センター ☎345-5270
⑦水道メーターの位置や口径などの変更・宅内配管などの修繕	直接上下水道局指定の工事業者へ	
⑧水道の水質について	水質管理課 ☎363-6651 ☎363-6688	
⑨市営簡易水道について	水道施設課(葵北施設係) ☎207-9470 ☎207-9472	

◆駿河区(お客様サービス課)では、上下水道の管網図の閲覧や料金収納などの窓口業務を行っています。 ☎287-8691

◆蒲原支所(水道事務所営業係)では、料金収納業務を行っています。 ☎385-7750

◆1か月あたりの水道料金(消費税込み)

使用水量(m ³)	水道管の太さ(口径)		
	13ミリ 20ミリ	25ミリ	30ミリ 40ミリ
	この口径は主として家庭用で使用		
①基本料金	770円	1,100円	2,882円
②従量料金 (使用水量1m ³ につき)	10m ³ まで	66円	
	10m ³ を超え 20m ³ まで	117円70銭	
	20m ³ を超え 50m ³ まで	156円20銭	
	50m ³ を超え 100m ³ まで	181円50銭	
	100m ³ を超え 500m ³ まで	201円30銭	
	500m ³ を超える分	214円50銭	

◆水道料金の計算例

1か月で26m³使用(13・20ミリの口径)の場合の料金は
(770円) + (66円 × 10m³) + (117円70銭 × 10m³) + (156円20銭 × 6m³) = 3,544円(1円未満の端数切り捨て)

水道管の太さ(口径)50ミリ以上使用の場合の料金については下記へお問い合わせください。

お客様サービス課検針係	☎ 270-9106
-------------	------------

・市営簡易水道の料金については、基本料金、従量料金とも上記「水道料金」表に記載の料金と同額です。また使用料金も同様に算出します。

◆水道料金の支払方法

水道料金は下水道使用料と併せ、2か月ごと検針した使用水量に基づき、まとめて2か月分をお支払いいただきます。

◇方法

- ・口座振替(使用者の指定預金口座から自動的に支払う)
- ・請求書(金融機関、コンビニエンスストア等で支払う)

◆検針業務にご協力ください

上下水道局では2か月に一度(月の前半)、上下水道局が委託した検針員が水道メーターの検針に伺います。ぜひのことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないようにしてください。
- ・近くに犬をつないだり放し飼いをしないようにしてください。

・庭木は後々根が張って漏水の原因になりますから離れた場所に植栽してください。

・メーターボックスはお客様の財産です。中やまわりは、いつもきれいにしておいてください。

※メーターは計量法に基づき定期的に取替えを行います。(取替えにかかる費用は無料です。)

◆漏水調査にご協力ください

上下水道局では漏水防止対策として定期的に漏水調査を行っています。

下水道

◆下水道が使えるようになったときは

下水道管理設工事が完了して、下水道を利用できるようになったときは、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽便所は3か月以内に直接下水道管につながることが法律や条例で義務付けられています。ぜひ、ご協力ください。

◆建物などの建築予定のある人は

葵・駿河区	下水道維持課 排水設備係	☎ 270-9235
清水区	下水道事務所 排水設備係	☎ 354-2744

市街化区域で、建物などの建築予定のある人は、建築前に公共下水道の有無を担当課の台帳で確認してください。

◆下水道への接続工事は

葵・駿河区	下水道維持課 排水設備係	☎ 270-9235
清水区	下水道事務所 排水設備係	☎ 354-2744

家庭の汚水を公共下水道に流すための工事をするときは、市指定の工事店以外では施工できません。指定工事店は責任を持って工事を行います。指定工事店については担当課へお尋ねください。

◆水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

下水道総務課 下水道接続推進係	☎ 270-9206
-----------------	------------

公共下水道へ切り替え工事をするときに、静岡市が指定する金融機関から工事に必要な資金の融資を受けられる制度で、利子は市が負担します。希望者は、切り替え工事を依頼するときに指定工事店に申し出てください。(ただし、新築及び法人は対象外です。)

◇融資あっせん内容等

- ・ 融資金額 工事費の範囲内で200万円まで
- ・ 利率 無利子
- ・ 償還方法 元金均等月賦償還
(12か月、24か月、36か月、48か月、60か月)

◆私道共同下水管設置費補助金制度

下水道総務課 下水道接続推進係	☎ 270-9206
-----------------	------------

私道に共同で下水道管を設置する人には、補助金を交付します。希望者は工事を依頼するときに、指定工事店に申し出てください。

◇補助金内容等

- ・ 市算定額に私道利用者の同意割合を乗じた額を補助
ただし、下水道が利用できるようになった区域として公示された日から3年を経過した私道に対しては、上記の90%を補助

◆下水道使用料(1か月・消費税込み)

水道水を公共下水道へ排水している場合は、水道水の使用水量に応じて、また井戸水を公共下水道へ排水している場合(家事用、メーター無し)は、世帯の人数に応じて下水道使用料を計算します。

葵・駿河区	お客様サービス課 検針係	☎ 270-9106
		☎ 270-9115
清水区	水道事務所 営業係	☎ 354-2742
		☎ 351-3472

◇水道水をご使用の方

1か月あたりの下水道使用料(消費税込み)

区分	使用水量	金額
基本使用料		1,017円50銭
従量使用料 (排出量1m ³ につき)	0m ³ を超え10m ³ まで	38円50銭
	10m ³ を超え20m ³ まで	137円50銭
	20m ³ を超え30m ³ まで	159円50銭
	30m ³ を超え50m ³ まで	176円
	50m ³ を超え100m ³ まで	192円50銭
	100m ³ を超え200m ³ まで	209円
	200m ³ を超え500m ³ まで	220円
	500m ³ を超え1,000m ³ まで 1,000m ³ を超える分	231円 242円

◇井戸水をご使用の方

1か月あたりの下水道使用料(家事用・消費税込み)

世帯人数	認定水量	使用料
1人	11m ³	1,540円
2人	18m ³	2,500円
3人	25m ³	3,570円
4人	29m ³	4,210円
5人	33m ³	4,900円
6人以上	1人につき2m ³ を加算	

水道水と併用で使用している方や、業務用で使用している方については、上記と異なる場合がありますので担当課にお問い合わせください。

新たに井戸水を使用するときは担当課へ届け出てください。また、水道水、井戸水等の使用水の種類が変わるときや、世帯人数・用途が変わるときは担当課へ届け出てください。

・下水道使用料の計算例

1か月で26m³使用の場合の使用料は
(1,017円50銭) + (38円50銭 × 10m³) + (137円50銭 × 10m³) + (159円50銭 × 6m³) = 3,734円(1円未満は端数切捨て)

◆下水道使用料の支払い方法

下水道使用料は、2か月ごと検針した使用水量に基づき(水道料金と併せ)、まとめて2か月分をお支払いいただきます。

◇方法

- ・ 口座振替(使用者の指定預金口座から自動的に支払う)
- ・ 請求書(金融機関、コンビニエンスストア等で支払う)

◆トイレなど宅地内の排水管が詰まったときは

直接、指定工事店へご連絡ください。
なお、費用は所有者の負担となります。

◆受益者負担金制度

下水道総務課 下水道接続推進係	☎ 270-9206
-----------------	------------

下水道は、道路や公園などと異なり、整備された区域の方しか利用できません。

この制度は、下水道が使えるようになった土地の所有者等に対して、一度限り土地の面積に応じて下水道の建設費の一部を負担していただくものです。

下水道整備区域内のすべての土地が負担金の対象となります。

◇納付方法等

- ・ 納付書払(金融機関の窓口で支払う)
- ・ 5年間で15回分割納付、または一括納付
- ・ 一括納付の場合、報奨金制度があります。
(負担金額により15%又は20%の割引)

◆雨水貯留浸透施設設置等助成制度

葵・駿河区	下水道維持課 排水設備係	☎ 270-9235
清水区	下水道事務所 排水設備係	☎ 354-2744

下水道全体計画区域内で住宅等の敷地へ雨水貯留浸透施設を設置する場合は、その費用の一部を補助金として交付します。希望者は上記にお申し出ください。

◇補助対象施設

- ・雨水浸透ます(A型、B型)
- ・雨水貯留タンク(200リットル以上)
- ・不用浄化槽転用施設

◇補助額

設置費の3分の2(限度額あり)

ごみの収集・分別と出し方 / し尿と浄化槽

家庭ごみの出し方について

収集業務課		☎ 221-1365
葵区 駿河区	西ヶ谷収集センター	☎ 296-0447
	沼上収集センター	☎ 264-1900
清水区	清水収集センター	☎ 366-2751
	蒲原支所	☎ 385-7730

- ◆ごみ袋は「静岡市家庭用指定袋」または「認定袋」を使用してください。
- ◆ごみは必ず分別して、決められた日の当日、朝8時30分までに出示してください。 ※前日や夜間は不可。
- ◆集積所は、自治会・町内会等地域で管理しています。お住まいの地域の決められた集積所に出してください。 ※他地域へのごみ出しはしないでください。 ※葵区安倍6地区にお住まいの方は、「ごみの出し方・分別ガイドブック(安倍6地区)」をご覧ください。

可燃ごみ(三区共通)

- ◆収集日は、毎週2回です。(お住まいの町等により収集曜日が異なります。)
- ◇可燃ごみの例 ※一度に出せる量は10袋まで。
生ごみ、プラスチック製品(ペットボトルを除く)、皮製品、木製品、リサイクルできない紙類、ふとんなど。
- ◇引っ越しごみまたは庭の草・剪定枝などの多量ごみは、清掃工場に直接持ち込むか(無料)、市の許可業者(有料)に依頼してください。
・市の許可業者

葵・駿河区	一般財団法人 静岡市環境公社	☎ 278-8161
清水区	清水一般廃棄物処理業協同組合	☎ 366-8684

不燃・粗大ごみ(三区共通)

- ◆電話・インターネット等から申し込まれたお宅に月1回、戸別収集に伺います。(お住まいの町等により収集曜日が異なります。)必ず収集日の1週間前の同じ曜日までにお申し込みください。 ※1回に出せる量は7点以内です。

不燃・粗大ごみ受付センター

☎ 0120-532-471 (ごみにしらない)

静岡県外・一部IP電話からは、フリーダイヤルはご利用いただけない場合があります。その場合は、☎054-249-3930(通話料有料)をご利用ください。

※受付時間: 月~金曜日(年末年始を除く)の午前9時~午後7時
※祝日(土・日を除く)も受付しています。

- ・インターネット:<https://gomi.city.shizuoka.jp/>
- ※インターネットの申し込みは品目に制限があります。

◇そのまま出せる物(それぞれ1点と数えます。)

自転車、たんす、扇風機、ソファ、ステレオなど。

◇袋に入れて出す物(袋1つを1点と数えます)

・瀬戸物、電球、コップなど小物類は、市指定袋または認定袋に入れてください。

・袋に入れて出す小物類のうち、金属含有率がおおむね60%以上のものは小物金属類として袋を分けてください。

・蛍光灯は他の不燃・粗大ごみと分け、「購入時の箱」が「中が見える袋」に入れてください。(7点の制限には数えませんが、蛍光灯のみも可)

・充電式電池の取り外しが困難な電化製品(電子タバコ・充電式掃除機等)は、他の不燃・粗大ごみと分け、「中が見える袋」に入れてください。(7点の制限には数えませんが)

・乾電池、使い捨てライター、水銀入り体温計は、中が見える小袋に入れ、ほかの物と分けて出してください。(7点の制限には数えませんが)

・鋭利な物は紙で包むなど、危険防止をして出してください。 ※金属類とその他不燃・粗大ごみを分別して収集しています。

◆ふれあい収集

不燃・粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難な高齢者(65歳以上)、障害者のみの世帯等を対象に、清掃員が屋内から運び出し収集を行い、日常生活の負担を軽減する「ふれあい収集」を行っています。受付センターへ電話でお申し込みください。

古紙集団回収(三区共通)

収集業務課

☎ 221-1074

- ◆古紙類(新聞、雑がみ、雑誌、段ボール、紙パック)、古布類は地域の自治会、町内会、子供会、PTA等が独自に行う集団回収に出してください。回収日、場所等は実施団体に直接確認してください。

菓子箱、ティッシュの箱、包装紙、はがき、封筒等の雑がみ類は紙袋に入れたり、雑誌の間に挟むなどして出してください。古紙類を、スーパーマーケット等に出すこともできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

葵区、駿河区の家庭ごみの分別と出し方

- ◆可燃ごみ(毎週2回収集)
三区共通です。(P53参照)
- ◆不燃・粗大ごみ
三区共通です。(P53参照)
- ◆資源回収(毎月1回収集)
- ◇びん類
キャップをはずし、中を水洗いして集積所のコンテナに横に寝かせて入れてください。
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。
- ◇缶類
中を水洗いして市指定袋又は認定袋に入れて出してください。
- ◇スプレー缶
必ず使い切り、穴を開けずに中の見える袋に入れ、袋に「スプレー缶」と表示して集積所に出してください。他の缶類とは袋を分けてください。
- ◇その他
やかん、フライパン、なべ、ボウル、スプーン等の小物で金属製の日用品(家電品を除く)は缶類と別の市指定袋又は認定袋に入れてください。
- ◆ペットボトル
ラベルとキャップをはずし、中を水洗いし踏みつぶしてから、公共施設等に設置された回収箱に出してください。
※回収場所は「ごみの出し方・分別ガイドブック(葵区・駿河区)」をご覧ください。
※安倍6地区にお住まいの方は、出し方が異なるごみの種類があります。詳しくは「ごみの出し方・分別ガイドブック(安倍6地区)」をご覧ください。

清水区の家庭ごみの分別と出し方

- ◆可燃ごみ(毎週2回収集)
三区共通です。(P53参照)
- ◆不燃・粗大ごみ
三区共通です。(P53参照)
- ◆びん・缶・ペットボトル(毎月1回収集)
- ◇ペットボトルはラベルとキャップをはずし、中を水洗いし、踏みつぶしてから専用の回収箱へ入れてください。
- ◇びんはキャップをはずし、水洗いしてから、分別して出してください。
- <清水区(蒲原・由比地区を除く)>
- ◇びんの分別 生きびん…ビールびん、一升びんに分けて黄色のコンテナへ
再生びん…無色、茶色、その他の色に分けて青色のコンテナへ
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。
- ◇缶は中を水洗いし、アルミとスチールに分別して、集積所のネットに入れてください。スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けずに集積所のスプレー缶用ネットに入れてください。
- <蒲原・由比地区>
- ◇びんの分別 生きびん…ビールびん、一升びんは、指定のコンテナへ
再生びん…生きびん以外のびんは、「その他のびん」のコンテナへ
・コンテナに入れるびんの量は、8分目位までにしてください。

- ◇スプレー缶は必ず使い切り、穴を開けずに中の見える袋に入れてください。
・他の缶類とは別の袋に「スプレー缶」と表示して集積所に出してください。
- ◇缶の分別
・中は水洗いしてください。
蒲原：アルミ缶とスチール缶を分別し、それぞれ市指定袋又は認定袋に入れ、決められた集積所へ出してください。
由比：スチール缶…決められた集積所の「コンテナ」へ入れてください。
アルミ缶…市指定袋又は認定袋に入れて、コンテナ等の横へ置いてください。

家電リサイクル法により 市で取り扱いできない家電4品目

ごみ減量推進課

☎221-1361

不用になったエアコン、テレビ(ブラウン管型・液晶型・プラズマ型)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の処理方法は、次のとおりです。

- ①購入した家電販売店又は同種の機器を買い換えた家電販売店にリサイクル費用と収集運搬費用を支払い引渡す。
- ②製造メーカー、サイズを確認し、最寄りの郵便局でリサイクル費用を支払い、指定引取場所へ持ち込む。
指定引取場所まで自分で運搬できない場合など詳しくは「ごみの出し方・分別ガイドブック」をご覧ください。

使用済小型家電リサイクル

収集業務課

☎221-1074

携帯電話やパソコンなどの使用済小型家電は、区役所等の公共施設に設置してある回収箱に投入するか、各清掃工場及び清水ごみ受付センターに直接持ち込んでください。なお、家電リサイクル法4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)については回収することはできません。

回収の方法及び場所等の詳細については、静岡市ホームページをご覧ください。

◎使用済み小型家電の回収を実施しています!!

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006645.html

また、パソコンについては、次項目の制度を利用していただけるとも可能です。併せてご覧ください。

家庭で不用になったパソコンのリサイクル

ごみ減量推進課

☎221-1361

不用になった場合は、上記「使用済小型家電リサイクル」制度をご利用いただくか、製造メーカーに直接お申し込みください。なお、回収するメーカーのないパソコン(自作パソコン等)については、「パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)」へお問い合わせください。

し尿と浄化槽

廃棄物対策課

☎221-1264

◆し尿の収集

くみ取り便所のし尿は、市の許可業者が決められた区域内の収集を行います。

なお、市内にお住まいの方で、

- ・新たにくみ取りを業者に依頼するとき
- ・定額制で、世帯の人数が変わったとき
- ・くみ取り回数を変えるとき
- ・くみ取り便所をやめるとき

などの場合は届出が必要となりますので、廃棄物対策課へお問い合わせください。

◆浄化槽の維持管理

浄化槽を設置されている方は、定期的な保守点検、清掃及び水質に関する検査が法律で義務付けられています。

- ・保守点検は、消毒薬の補給など、浄化槽の機能が十分発揮できるように行うものです。市の登録業者と契約し、実施してください。

・清掃は、浄化槽の処理方式により異なりますが、1年又は6カ月に1回以上、汚泥の引き抜きが必要です。清掃を怠ると、悪臭の発生や浄化機能の低下につながりますので、市の許可業者と契約し、実施してください。

・水質に関する検査は、浄化槽で処理した水の状況や浄化槽が正常に動いているかのチェックをします。浄化槽を設置してから3～8カ月後に検査を受け、以後、毎年1回の検査が義務付けられています。この検査は、(一財)静岡県生活科学検査センター(☎621-5030)が有料で行います。

・下水道への切替えや、家屋の建替えて浄化槽の使用を廃止した際や、管理者を変更した際には、届出書の提出が必要です。

・1年以上浄化槽を使用されない際は、廃棄物対策課へお問い合わせください。

◆浄化槽設置の補助金制度

下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域では、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽へ付け替える方に、費用の一部を補助する制度があります。

※一部対象にならない地域があります。詳しくは、廃棄物対策課へお問い合わせください。





消費生活／計量／市民相談室

消費生活にかかわる相談

生活安心安全課消費生活センター相談専用電話

☎ 221-1056

(平日午前9時～午後4時)

静岡相談窓口…静岡庁舎新館1階

清水相談窓口…清水庁舎4階

訪問販売などで悪質商法の被害にあったり、消費生活に関するトラブルや疑問を感じたときは、消費生活センターにご相談ください。

また、消費者金融などで借金をし、多重債務に陥ったときもご相談ください。

◆クーリング・オフ

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引方法で契約をした場合、契約書受領日を含めて法律で定められた期間内なら、無条件で解約できる制度です(訪問販売などは8日以内、マルチ商法などは20日以内。一部クーリング・オフできない商品やサービスもあります)。

この期間を過ぎてしまってもクーリング・オフできる場合もありますので、あきらめずに相談してください。

クーリング・オフは、口頭ではなく、必ずハガキなどの書面で行ってください。そのハガキの両面コピーをとって手元に残し、簡易書留または特定記録郵便で出します。また、クレジット契約もしている場合には、信販会社にも同様の書面を出してください。

賢い消費者になるために

生活安心安全課消費生活センター

☎ 221-1054 ・ ☎ 221-1291

◆各種講座の開催

消費者問題について理解を深め、賢い消費者になっていたために、講演会や、職員等が地域に出向いて行う出前講座(くらしの出張教室)、高校生等の若年層を対象とした出前講座(若者の消費者トラブル対策講座)、消費者市民ミニ講座・消費生活に関する人材育成講座などを開催しています。

◆知識と情報を皆さんに

パンフレット、ホームページ、広報紙、各種催し物を通じて、暮らしに関する新しい知識と情報を提供しています。また、消費者問題に関係あるDVDを貸し出しています。

◆通話録音装置貸出体験事業

電話勧誘をきっかけとした消費者被害を防ぐため、65歳以上の方がいる世帯を対象に、通話録音装置の無料貸出を行っています。

◆消費者団体等

環境、省資源、安全な食生活などの消費者問題を自主的な活動により調査研究し、啓発していく消費者グループを側面から支援し、育成に努めています。

暮らしのなかの計量

生活安心安全課計量検査係

☎ 221-1057 ・ ☎ 221-1291

◆計量器(はかり)の定期検査

取引・証明に使用しているはかりは、2年に1回定期検査(有料)が義務づけられています。また、家庭用のはかりの検査(無料)も行っています。定期検査のお知らせは、広報しずおかなどで行います。

市民の日常生活に関する相談

《各区役所 市民相談室(地域総務課)》

葵 区	☎ 221-1053
駿 河 区	☎ 287-8698
清 水 区	☎ 354-2036

市民相談室では、日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談に対応します。複雑な相談内容や専門家の助言が必要な場合には「専門機関による特別相談」をご案内します。無料で、秘密は固く守られますから、安心してお気軽にお越しください。相談日は、広報しずおか及び市ホームページでお知らせします。

一般相談

相談の種類		相談日時等		備考	
市民相談	日常生活や家庭生活での心配事や悩み事などの一般的な相談	葵区	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	
		駿河区	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	
		清水区	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分	
交通事故相談	相談員による交通事故相談 示談、賠償、保険金請求等	葵区	毎月第1・3火曜日	午前9時～正午 午後1時～午後5時15分	予約制
		駿河区	毎月第2・4火曜日	午前9時～正午 午後1時～午後5時15分	予約制
		清水区	毎週月・水・金曜日	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時15分	

専門機関による特別相談

相談の種類		相談日時等		備考	
交通事故相談	弁護士による交通事故相談	清水区	毎月第3火曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
	行政書士による交通事故後遺障害認定申請相談 ※相続(遺言、遺産分割協議)の相談も可	葵区	毎月第1月曜日	午後1時～午後4時	
税務・ 法務等に関する相談	税理士相談 所得税、相続税、贈与税その他税務一般	葵区	毎月第2・3・4木曜日	午後1時～午後4時	予約制
		駿河区	毎月第2月曜日(3月は無)	午後1時～午後4時	予約制
		清水区	毎月第3木曜日(2・3月は無)	午後1時30分～午後3時30分	予約制
法務等に関する相談	行政書士相談 官公署に提出する書類・相続・遺言に関する相談 (駿河区は入国・在留・帰化及び相続に関する相談のみ)	葵区	毎月第4月曜日	午後1時～午後4時	
		駿河区	毎月第4火曜日	午後1時～午後4時	
		清水区	偶数月第2火曜日	午後1時30分～午後3時30分	
法務等に関する相談	成年後見相談	清水区	奇数月第2火曜日	午後1時30分～午後3時30分	
		葵区	毎月第1水曜日	午後1時～午後4時	予約制
		駿河区	毎月第3水曜日	午後1時～午後4時	予約制
法務等に関する相談	司法書士相談 不動産登記、商業登記、相続、売買・債務整理等 (清水区は債務整理を除く)	清水区	毎月第1木曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
		葵区	毎月第1・3金曜日 毎月第2・4・5金曜日	午後1時30分～午後3時30分 午後1時30分～午後3時	予約制
		駿河区	毎週木曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
法務等に関する相談	弁護士法律相談 法律問題全般	清水区	毎週水曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
		葵区	毎月第1月曜日	午後1時～午後4時	
		駿河区	毎月第3金曜日	午後1時～午後4時	
法務等に関する相談	社会保険労務士相談 労災、賃金、パワハラ、その他労働問題	葵区	毎月第2月曜日	午後1時～午後4時	予約制
		駿河区	毎月第4水曜日	午後1時30分～午後3時	予約制
		清水区	毎月第3金曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
法務等に関する相談	公証人相談 遺言や契約の公正証書等	葵区	毎月第2火曜日 第2・4水曜日	午後1時～午後4時	
		駿河区	毎月第1金曜日 第3火曜日	午後1時～午後4時	
		清水区	毎月第4火曜日 第2・4木曜日	午後1時30分～午後3時30分	
法務等に関する相談	土地家屋調査士相談 登記、測量、境界問題等	葵区	毎月第1・3木曜日	午後1時～午後4時	
		駿河区	毎月第2水曜日	午後1時～午後4時	
		清水区	毎月第3火曜日(8月は無)	午前10時～正午	
法務等に関する相談	住宅 建築設計相談 リフォーム相談 建築全般相談	葵区	毎月第1・3火曜日	午後1時～午後4時	予約制
		葵区	毎月第4火曜日	午後1時～午後4時	予約制
		清水区	毎月第1火曜日	午後1時30分～午後3時30分	予約制
		駿河区	毎月第4月曜日	午後1時～午後4時	
その他各種相談	行政相談 行政相談委員が受ける国・県・市政に対する意見・要望等	葵区	毎週月曜日	午前10時～正午	
		駿河区	毎週水曜日	午前10時～正午	
		清水区	毎週金曜日	午前10時～正午	
		葵区	毎月10日	午前10時～正午	
その他各種相談	人権相談 差別やいじめ等の人権侵害	清水区	毎月第2火曜日	午前10時～正午	

清水区蒲原(蒲原支所2階 ☎385-7730)

相談内容	
区分	相談日程(休日を除く)
行政相談 (国等行政に関する苦情・意見・要望)	毎月第3木曜日、午前10時～正午

清水区由比(清水保健福祉センター由比分館2階 ☎376-0294)

相談内容	
区分	相談日程
行政相談 (国等行政に関する苦情・意見・要望)	毎月18日(土・日、祝日の場合、翌開庁日) 午前10時～正午

※相談日が祝休日となる場合は、原則お休みとなります。また、相談日時が変更となることがありますので、市の広報紙で確認したり、各区役所へお問い合わせください。